

入札公告（測量・建設コンサルタント等）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 月 9 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 城本 正明

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 「国立療養所沖縄愛楽園第 2 センター 5 寮解体及び 6 寮改修工事工事監理業務」
- (2) 業務内容 国立療養所沖縄愛楽園第 2 センター 5 寮解体及び 6 寮改修工事の工事監理業務を行うものである。
主な業務内容は以下の工事の工事監理である。
 - ・第 2 センター 6 寮居室等改修 一式
 - ・第 2 センター 5 寮（約 586 m²）の解体等 一式
- (3) 履行期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 3 1 日
※工事完了日（予定）令和 7 年 3 月 3 1 日
なお、工事施工業者については、令和 6 年度同様に一般競争（総合評価落札方式）により決定する。
- (4) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (5) 本業務は資料提出、入札等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 05・06 年度厚生労働省における（九州・沖縄地域）「建築関係コンサルタント業務」において B 又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者

又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記 (3) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成 21 年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の工事監理業務を有すること。
 - ・医療・福祉施設の建物解体延べ面積 600 m²以上及び改修工事延べ面積 500 m²以上（同一工事でなくてよい）
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (ア) 一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級建築士、二級建築士のいずれかの資格を有する者であること。
 - (イ) 平成 21 年度以降に、上記 (5) に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (エ) 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に 3 ヶ月以上あること。
- (7) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。
- (11) 沖縄県内に本店、支店、営業所が存在すること。
- (12) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (13) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (14) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(15) 予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(16) この入札の入札書提出期限の直近 1 年間に於いて、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(17) その他、競争参加資格に関する詳細は、入札説明書を参照のこと。

3. 総合評価の方法

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点（＝60点））×（1－入札価格／予定価格）

③ 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記 1）～5）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 資格
- 2) 技術力
- 3) 実施方針及び提案事項
- 4) ワークライフバランス等の推進に関する指標
- 5) 賃上げ実施の表明

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点（＝60点））×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

具体的な評価に関する基準等については、別紙「技術提案書等評価基準」のとおり

りとする。

(3) 技術提案資料の作成要領

技術提案資料の様式は、別添（様式6～9、A4判）に示すとおりとする。

資料を添付する場合は、その旨を明記すること。

(4) 技術提案資料の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年1月28日（水）17時00分まで

書類を紙により提出する場合は、下記4. に持参すること。

(5) 技術評価に関するヒアリング

技術評価に関するヒアリングについては、原則として実施しない。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課 施設管理係 上原 輝

電話 0980-52-8331（内線519）

メール uehara-hikaru.od8@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年1月9日（木）から令和7年1月24日（金）までの間、上記(1)の場所及び調達ポータルにおいて交付する。

なお、図面については、電子メールで送付するため、入札説明書において定める様式により上記期間内に申し出ること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和7年1月9日（木）から令和7年1月24日（金）17時までに電子調達システムにより提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には上記(1)の担当部署に持参すること。

なお、希望する場合は積算数量参考書を電子媒体にて交付する。

(4) 入札書の提出期限及び場所並びに提出方法

入札書は以下のいずれかにより提出すること。

ア 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和7年1月29日（水）17時

イ 紙により持参する場合は令和7年1月29日（水）17時までに上記(1)の場所に提出すること。なお、郵送による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年1月30日（木）14時30分

国立療養所沖縄愛楽園旧医局図書室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

ア 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

ウ 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3.(2)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価点の最も高い者を落札者とする事がある。

(5) 契約書作成の要否 要

原則、契約書の締結は電子調達システムによる電子契約とする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4.(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(3)により申請書及び資料を提出(上記2.(3)に係る資料を除く。)することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。

※ 人権尊重への取り組み 入札参加者は、入札書の提出(電子調達システムにより入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。